

# VII 「行財政改革の取組み（H26～27）」における収支対策

## 1 収支対策の内容

区 分		内 容																										
歳 出	人 件 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料の縮減</li> </ul>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26～H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 般 職 員</td> <td>管理</td> <td>課長相当職以上 ▲ 8%</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>主幹相当職 ▲7.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一 般 職 員</td> <td>一般</td> <td>下記以外の職員 ▲2.9%</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>30歳以下の職員 ▲ 2%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		H26～H27	一 般 職 員	管理	課長相当職以上 ▲ 8%	職員	主幹相当職 ▲7.4%	一 般 職 員	一般	下記以外の職員 ▲2.9%	職員	30歳以下の職員 ▲ 2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H26～27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特 別 職</td> <td>知 事</td> <td>▲ 25%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>▲ 20%</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>▲ 15%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲ 10%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		H26～27	特 別 職	知 事	▲ 25%	副知事	▲ 20%	教育長	▲ 15%
区 分		H26～H27																										
一 般 職 員	管理	課長相当職以上 ▲ 8%																										
	職員	主幹相当職 ▲7.4%																										
一 般 職 員	一般	下記以外の職員 ▲2.9%																										
	職員	30歳以下の職員 ▲ 2%																										
区 分		H26～27																										
特 別 職	知 事	▲ 25%																										
	副知事	▲ 20%																										
	教育長	▲ 15%																										
	その他	▲ 10%																										
		<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当の縮減～課長相当職以上▲10%、主幹相当職▲8%</li> <li>査定昇給の凍結（～H26.12）</li> </ul>																										
削 減	投資的経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内容（一般財源ベース）</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公 共 事 業 費</td> <td>補 助 事 業 費</td> <td>前年度対比 ▲ 8%程度</td> <td rowspan="6">※施設等建設工事費については、⑩規模継続を基本とし、耐震改修等緊急性の高いものに配慮</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業負担金</td> <td>前年度対比 ▲ 3%程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投資単独事業費</td> <td>特別対策事業費</td> <td rowspan="2">⑫規模継続</td> </tr> <tr> <td>公共関連単独事業費</td> </tr> <tr> <td>施設等建設工事費</td> <td>⑩規模継続</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内容（一般財源ベース）	摘 要	公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	前年度対比 ▲ 8%程度	※施設等建設工事費については、⑩規模継続を基本とし、耐震改修等緊急性の高いものに配慮	国直轄事業負担金	前年度対比 ▲ 3%程度	投資単独事業費	特別対策事業費	⑫規模継続	公共関連単独事業費	施設等建設工事費	⑩規模継続										
		区 分	内容（一般財源ベース）	摘 要																								
公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	前年度対比 ▲ 8%程度	※施設等建設工事費については、⑩規模継続を基本とし、耐震改修等緊急性の高いものに配慮																									
	国直轄事業負担金	前年度対比 ▲ 3%程度																										
投資単独事業費	特別対策事業費	⑫規模継続																										
	公共関連単独事業費																											
	施設等建設工事費	⑩規模継続																										
道債償還費		○新規道債発行の抑制による圧縮																										
その他歳出		○これまでの取組実績を踏まえた歳出削減																										
歳 入 確 保		○道税・交付税等の確保努力、使用料・手数料等の見直し、遊休資産等の売却促進																										
道 債 残 高		○道債残高目標：平成26年度末に概ね5兆円程度、平成27年度末は更なる縮減（特例的な地方債を除く）																										

## 2 収支対策を踏まえた今後の収支見通し

[一般財源ベース]

(単位 億円)

区 分	H26見込 (H25当初時)a	H26当初 b	増減 b-a	主 内 容	H27	摘 要		
歳 出	人 件 費	5,600	5,590	▲ 10	職員数変動等	5,540	採用・退職者等の見込を反映	
	投資的経費	590	610	20	公共事業費増等	580		
	道債償還費	4,450	4,300	▲ 150	金利減等	4,270	臨財債1,600億円、利率2.0%	
	義務的経費	4,640	4,840	200		5,770		
	保健福祉関係	2,780	2,850	70	社会保障の充実増等	2,990	医療費・社会保障の充実増	
	その他	1,860	1,990	130	地方消費税清算金増等	2,780	地方消費税清算金増等	
出	その他歳出	1,460	1,490	30	社会保障の充実増等	1,460		
	計 A	16,740	16,830	90		17,620		
歳 入	道税・交付税等	14,470	14,360	▲ 110	臨時財政対策債減等	14,570	消費税率引上げ平年度化増等	
	その他歳入	1,480	1,750	270	地方消費税清算金増等	2,360	地方消費税清算金増等	
	計 B	15,950	16,110	160		16,930		
収 支 不 足 額 (B-A) C		▲ 790	▲ 720	70		▲ 690		
収 支 対 策 等	財政	行政改革推進債	230	250	20	公共事業費増等	240	
	調	退職手当債	100	120	20	退職手当増	120	
	整	歳出平準化対策	50	50	0		50	
	歳 出 削 減 等	人 件 費	210	130	▲ 80	対策見直し	120	
		投資的経費	30	20	▲ 10		20	
		その他歳出	50	40	▲ 10		40	
	歳入確保等	40	30	▲ 10	財産収入(土地売払等)	20		
要 調 整 額 (C+D)		▲ 80	▲ 80	0		▲ 80		

※各年度の歳出削減等（投資的経費及びその他歳出）の効果は翌年度の歳出に反映。

※現時点で見込まれる要調整額は、毎年度の予算編成や執行方法の見直し等を通じて、最終的に収支均衡を図る。

[参考] 道財政の中期展望（一般財源ベース）

		← 対策期間 →		(単位 億円)							
区 分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
歳 出	人 件 費	5,590	5,540	5,490	5,390	5,350	5,310	5,240	5,160	5,120	5,070
	投資的経費	610	580	540	530	510	500	500	490	490	480
	道債償還費	4,300	4,270	4,250	4,310	4,210	4,270	4,120	4,100	4,100	4,180
	臨時財政対策債	670	730	830	950	1,050	1,150	1,200	1,250	1,330	1,420
	そ の 他	3,630	3,540	3,420	3,360	3,160	3,120	2,920	2,850	2,770	2,760
	義務的経費	4,840	5,770	6,350	6,670	6,760	6,870	6,930	7,020	7,120	7,230
	保健福祉関係	2,850	2,990	3,090	3,190	3,290	3,390	3,490	3,590	3,690	3,790
	そ の 他	1,990	2,780	3,260	3,480	3,470	3,480	3,440	3,430	3,430	3,440
	その他歳出	1,490	1,460	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
	計 A	16,830	17,620	18,050	18,320	18,250	18,370	18,210	18,190	18,250	18,380
歳 入	道税・交付税等	14,360	14,570	14,710	14,850	14,950	15,050	15,150	15,250	15,330	15,410
	その他歳入	1,750	2,360	2,810	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
	計 B	16,110	16,930	17,520	17,840	17,940	18,040	18,140	18,240	18,320	18,400
収支不足額 (B - A) C		▲ 720	▲ 690	▲ 530	▲ 480	▲ 310	▲ 330	▲ 70	50	70	20
収支 対策	財政的調整	420	410								
	D 歳出削減等	220	200								
要 調 整 額 (C + D)		▲ 80	▲ 80								

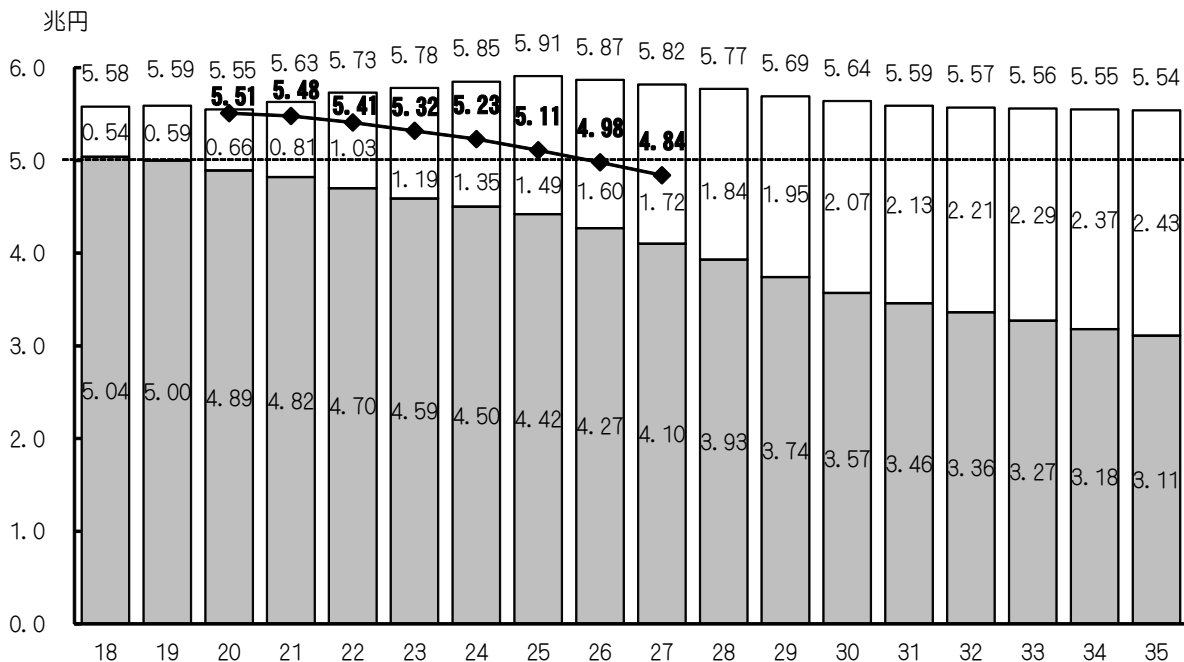
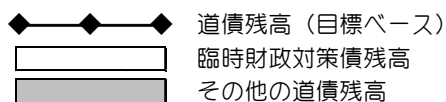
※各年度の歳出削減等（投資的経費及びその他歳出）の効果は翌年度の歳出に反映。

○H28以降の試算の前提条件

区 分	内 容	
歳 出	人 件 費	・職員数変動、定期昇給、退職手当等を反映し推計
	投資的経費	・公共（直轄）は新幹線負担金分の増減、過年度償還分の減のみを反映し推計 （新幹線負担金分には、一定条件設定のもと新函館・札幌間の負担額を反映） ・他の要素はH27と同額
	道債償還費	・H28以降の利率は、2.0%（10年債）で推計 ・臨時財政対策債はH28以降も年1,600億円の発行が続くものとして推計
	義務的経費	・保健福祉関係義務費は高齢化の進展等による医療費の増等を踏まえ、年100億円増で推計 ・その他義務費は共済住宅資金年賦金、知事・道議会議員選挙費の増減を反映し推計
その他歳出	・H27と同額	
歳 入	道税・交付税等	・臨時財政対策債の償還に伴う交付税算入額の増分を反映し推計 ・H29以降、地方交付税の減額精算の終了を反映し推計
	その他歳入	・H28まで地方交付税の減額精算見合いとして減債基金から繰入するものとして推計

※H28以降は、社会保障の充実に係る経費をH27と同額と見込み、消費税率10%引上げに伴う影響を8%影響額から機械的に算出した額を反映し、収支不足額に影響がないものとして推計

○道債残高の推移

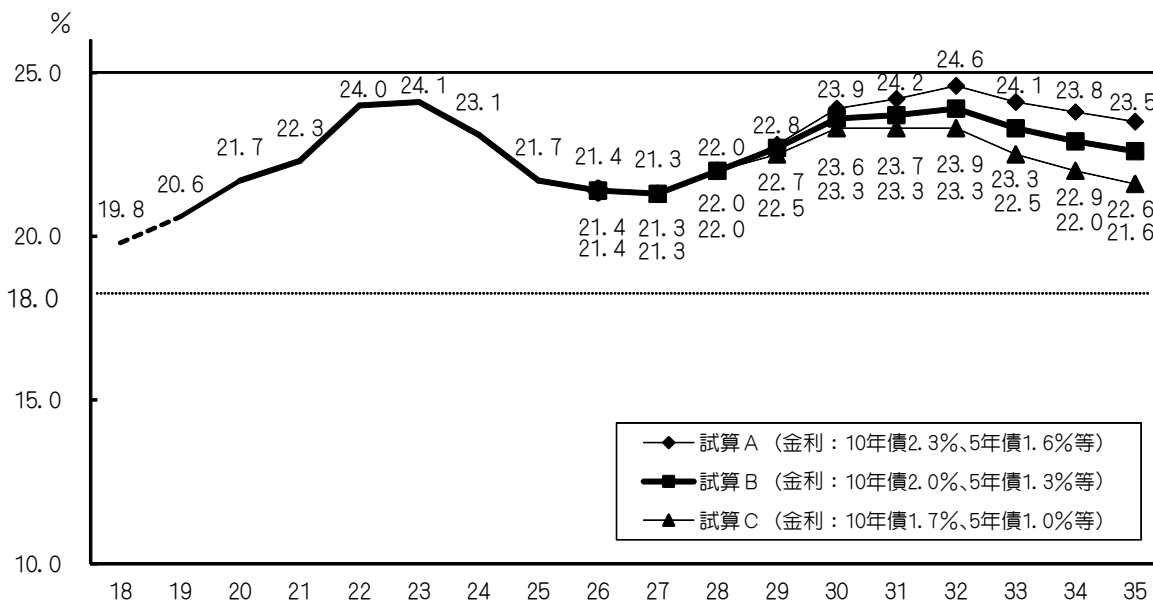


※道債残高は、H18～H24は決算の数値、H25～はH26当初予算時点での年度末見込みの数値（百億円未満切捨て）。

※道債残高（目標ベース）と道債残高の差は、①減収補てん債（H19～21, 23 439億円）、②補正予算債（H20～25 1,289億円）、及び③臨時財政対策債の増発分（H21～27 8,385億円）の合計額。

※臨時財政対策債の残高には借換債分を含む。

○実質公債費比率の推移



※年 度：算定年度（前3ヵ年の決算を基に算定）。

※発行額：平成26年度は当初予算額、平成27年度以降は「道財政の中期展望」等に基づく。

※発行金利：平成26年度は10年債 1.8%、5年債 1.2%等。

※H18は現行の地方公共団体財政健全化法施行前の起債協議等手続きに用いた算定。

### 3 道財政の健全化に向けたこれまでの取組

- 平成9年9月 「財政健全化推進方策」策定
- 平成11年4月 「財政非常事態宣言」
- 〃 11月 「財政の中期試算と今後の対処方針」策定
- 平成13年9月 「道財政の展望」策定
- 平成16年8月 「道財政立て直しプラン」策定
- 平成18年2月 「新たな行財政改革の取組み」策定
- 平成20年2月 「新たな行財政改革の取組み」（改訂版）策定
- 平成24年3月 「『新たな行財政改革の取組み』（改訂版）後半期（H24～26）の取組み」策定

区 分		取 組 の 概 要	
歳 出 削 減	人件費の抑制	職員数適正化計画による職員数削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩～⑭ ・ 知事部局職員の職員数▲5%</li> <li>⑮～⑳ ・ 知事部局職員の職員数▲15%</li> <li>㉑～㉒ ・ 知事部局職員の職員数▲35%</li> <li>㉓～㉔ ・ 教育庁事務局の職員数▲15%</li> </ul>
		給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮～⑰ ・ ▲1.7%</li> <li>⑱～⑲ ・ ▲10%</li> <li>㉑～㉒ ・ 管理職員▲9%、その他の職員▲7.5%</li> <li>㉓～㉔ ・ 課長相当職以上の管理職員▲9%</li> <li>・ 主幹相当職の管理職員⑳▲9%、㉑▲8.7%</li> <li>・ 下記以外の一般職員⑳▲4.8%、㉑▲4.5%</li> <li>・ 30歳以下の一般職員▲4%</li> <li>㉒～㉓ ・ 課長相当職以上の管理職員▲8%</li> <li>・ 主幹相当職の管理職員▲7.4%</li> <li>・ 下記以外の一般職員▲2.9%</li> <li>・ 30歳以下の一般職員▲2%</li> </ul>
	一般職	管理職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪～⑰ ・ ▲5%</li> <li>⑱～⑲ ・ ▲20%</li> <li>㉑～㉒ ・ ▲20%</li> <li>㉓～㉔ ・ ▲20%</li> <li>㉕～㉖ ・ 課長相当職以上の管理職員▲10%</li> <li>・ 主幹相当職の管理職員▲8%</li> </ul>
		期末・勤勉手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑰ ・ ▲5%</li> <li>⑱～⑲ ・ 管理職手当16%以上の職員▲10%、その他の職員▲7.5%</li> <li>⑳～㉑ ・ 算出基礎額から役職段階別加算額を除外、特定の管理職員は更に支給額を▲5%</li> <li>㉒～㉓ ・ 算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額</li> <li>㉔～㉕ ・ 管理職員は算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額、一般職員は1/4相当額を減額</li> </ul>
		退職手当の支給水準の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉖～</li> <li>・ 退職手当の調整率（104/100）の段階的引き下げ</li> <li>㉖98/100 ㉗92/100 ㉘～87/100</li> </ul>
		給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑰ ・ 知事・副知事・出納長▲5%、その他の常勤の特別職▲3%</li> <li>⑱～⑲ ・ 知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲5%</li> <li>⑳～㉑ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>㉒～㉓ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉔～㉕ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉖～㉗ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%</li> </ul>
	特別職	期末手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑰ ・ 知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲8%</li> <li>⑱～⑲ ・ 知事・副知事・出納長▲20%、その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>⑳～㉑ ・ 知事・副知事・出納長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉒～㉓ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲18%</li> <li>㉔～㉕ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>㉖～㉗ ・ 知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、その他の常勤の特別職▲15%</li> </ul>
		退職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱～⑲ ・ ▲10%</li> <li>㉑～㉒ ・ ▲10%</li> <li>㉓ ・ ▲10%</li> </ul>
		退職手当の支給水準の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉔～</li> <li>・ ▲15%</li> </ul>

区 分		取 組 の 概 要
歳 出	投資単独事業 の抑制	⑬～⑲ 特別対策事業、公共関連単独事業の大幅な削減 ⑳～㉔ ⑳は▲９％程度、㉑～㉔は▲７％程度、 ㉕～㉗ ㉕規模（一般財源ベース）を継続
	特別対策事業 公共関連単独事業	⑬～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年数満了まで延期 ⑰～⑲ 工事着工、設計着手は原則繰り延べ ⑳～㉔ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続 ㉕～㉗ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続
削 減	一般施策事業の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価による事業の見直し</li> <li>・関与団体の見直し（団体数 ピーク時⑪201→㉕101）</li> <li>・奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減</li> <li>・指定管理者制度の導入</li> <li>・特別会計繰出金の縮減 など</li> </ul>
歳 入 確 保	道 税 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税に係る積雪軽減措置の廃止及びキャンピングカーの税率区分の創設</li> <li>・自動車税（バス・トラック）の減免措置の廃止（⑰～⑲増収額９億円程度）</li> <li>・「道税確保対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収強化</li> </ul>
	使 用 料 ・ 手 数 料 の 見 直 し	・住民間の公平・均衡を図る観点から、フルコスト計算に基づく原価を踏まえた料金改定を実施（㉒料金増分１億円程度）
	財 産 収 入 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地や建物などの遊休資産や株式の売却処分による収入の確保</li> <li>・道有資産の有効活用（ネーミングライツ、庁舎等への広告掲載など）</li> </ul>